

鉄道車両等生産動態統計調査票記入要領

第1号様式の2

【鉄道車両生産（改造・修理）調査票】

国土交通省 総合政策局

情報政策課 交通経済統計調査室

1 調査の目的

鉄道車両等生産動態統計調査（以下「本調査」という。）は、鉄道車両及び同部品・鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置製造業の生産の動態を明らかにすることを目的とする統計調査です。

本調査の結果は、「鉄道車両等生産動態統計月報・四半期報・年報」としてとりまとめ、鉄道車両工業関連施策の基礎資料としている他、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計（国民経済計算・産業連関表等、政府が作成する重要な統計）作成の基礎資料など幅広く活用されています。

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、統計法第13条では正確な統計を作成するために、調査に回答する義務（報告義務）が定められております。

調査票の回答内容は、統計法第41条に基づき厳格に保護されます。

また、調査関係者には厳格な守秘義務が課されているほか、集められた調査票は厳重に管理され、統計を作成した後、溶解処分されます。

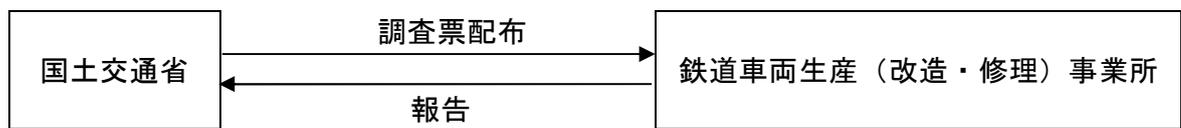
2 調査の対象

本調査〔鉄道車両生産（改造・修理）〕は、全国の鉄道車両の改造・修理を行う事業所（自己の使用に供するためにのみ鉄道車両の改造又は修理のみ行う事業所を除く。）であって、常時30人以上の従業員（※1）を使用する事業所を対象に行っています。1企業で複数の事業所（工場）をお持ちの場合、各事業所（工場）における従業員数が30人以上の場合は、それぞれの事業所（工場）が個別に調査対象となります。

なお、調査対象期間中に従業員数が調査対象基準を下回った場合におきましても、調査へのご協力をお願いいたします。

（※1）①個人業主、②個人業主の家族で無給の人、③有給役員（無給役員は除く）、④正社員・正職員、⑤常用雇用者（パート、アルバイト等）、⑥当該事業所に所属する従業者以外で別経営の事業所から出向又は派遣により、当該事業所で働いている人（受入者）の合計（ただし、臨時雇用者（⑤以外のパート、アルバイト含む）及び当該事業所に所属する従業者のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）を除く。）。

3 調査の流れ



(1) 調査票の提出先

国土交通大臣（国土交通省 総合政策局 情報政策課 交通経済統計調査室）あてに提出してください。

(2) 調査票の提出期限

調査四半期最終月の翌月15日までに提出してください。

(3) 電子申請システムを利用して、インターネットにより電子的に報告を行うことができます。

<オンライン申請><https://shinsei.e-gov.go.jp/>

※調査票様式は、鉄道車両等生産動態統計調査ホームページからダウンロードできます。

<URL><https://www.mlit.go.jp/k-toukei/tetsudousyaryou.html>

4 記入要領

(1) 調査票の種類

「鉄道車両生産（改造・修理）調査票（第1号様式の2）」を使用してください。

(2) 本調査における鉄道車両とは、鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の事業の用に供する車両のことです。

(3) 金額について

① 計上金額は、**消費税を含む**「生産者販売価格」（鉄道事業者との契約価格）を用いてください。

② 千円単位とし、千円未満は四捨五入してください。

③ **輸出の場合は、消費税を含まない「F・O・B価格」**を用いてください。

④ 受注時点で金額が確定していないときは暫定的な金額により計上し、確定時点で当該四半期の調査票に該当する索引番号と受注欄に増減分を記入(+、-符号を付ける。)して提出してください。

(4) 基本事項

- ① 調査四半期・・・(〇〇〇〇年度第〇四半期分)に該当する調査四半期を記入してください。
 - ・第1四半期(4月～6月)
 - ・第2四半期(7月～9月)
 - ・第3四半期(10月～12月)
 - ・第4四半期(1月～3月)
- ② 事業所名・・・略称を用いず、正式名称を記入してください。
- ③ 所在地・・・事業所の所在地を記入してください。
- ④ 管理責任者名・・・事業所の管理責任者の氏名を記入してください。
- ⑤ 生産形式・・・生産形式について、『1.改造』、『2.修理』から該当する番号を○で囲んでください。
- ⑥ 索引番号・・・「鉄道車両等品目分類表」(別添1)を参考に、該当する索引番号を右詰で記入してください。なお、番号付けが困難な場合は、当省までお問い合わせいただくか、備考欄に詳細をご記入ください。
- ⑦ 需要先・・・最終需要者(鉄道車両の使用者)について、『1.JR』、『2.民鉄等』、『3.輸出』から該当する番号を○で囲んでください。

『1.JR』、『2.民鉄等』の場合は、『公的企業、公的企業以外』のいずれか該当する□にチェックをしてください。

(公的企業^(※2)については別添2「公的企業一覧表」をご参照ください。)需要先が公的企業に該当すると思われるもので公的企業一覧表に記載のない場合は、当省までお問い合わせください。

注1：地方公共団体発注車両については、『2.民鉄等(公的企業)』として取り扱ってください。

注2：『3.輸出』については輸出先国名を「国名」欄に記入してください。最終需要者が不明な場合は、直接の納入先名を記入してください。

(※2)公的企業とは・・・特殊法人及び独立行政法人等であって、政府による監督・所有関係(政府による出資率が50%以上であること等)が存在するもの等。

- ⑧ 受注・・・車両数及び金額は商品名別、需要先別に調査四半期該当分について記入してください。

受注時点は、当該事業所において受注した時とします。また、編成受注を行った場合は、車両数（編成単位ではなく、車両単位）及び金額をそれぞれ該当する車種別に、調査票へ記入してください。例えば、1編成10両の場合、車両数及び金額は商品名ごとに記入していただき、1編成すべての商品名で記入いただいた合計車両数が10となるようご記入ください。

- ⑨ 生産・・・車両数及び金額は商品名別、需要先別に調査四半期該当分について記入してください。

生産時点は、原則として工場内で完成し、完成検査を行った時とします。したがって、完成するまで数ヶ月を要する製品の生産高は、完成時点における四半期にその四半期の生産高として記入してください。

- ⑩ 期末受注残・・・仕掛品も期末受注残として扱ってください。

【計算式】

「調査該当四半期期末受注残」＝

「前期期末受注残」＋「調査該当四半期受注」－「調査該当四半期生産」

5 記入上の注意

- (1) 契約の解除、変更に伴う車両数・金額の変更は、変更内容の確定後、生産した四半期の調査票に確定車両数及び金額を生産欄に入れ、増減分を受注欄に計上（＋、－符号を付ける。）してください。
- (2) 輸出向け受注については、**事業所が当該輸出車両の改造・修理を請け負った四半期に必ず計上してください**。商社又は他事業所が契約した請負であっても「需要先」欄では輸出として取扱い、併せて**輸出先の国名を記入**してください。
- (3) 事業所の休止、閉鎖、名称変更の場合等について
- ① 事業所が操業を休止した場合、休止した日が属する四半期の翌四半期までは調査票を提出してください。なお、この場合は、必ず調査票の欄外余白部分に「休止予定期間」を朱書きしてください。

- ② 事業所を閉鎖された場合は、調査票の欄外余白部分に「〇年〇月〇日閉鎖」と朱書きしてください。なお、この場合、翌四半期から調査票を提出する必要はありません。
- ③ 会社名若しくは事業所名を変更した場合は、その都度、調査票の欄外余白部分に「旧名称及び名称変更年月日」を朱書きしてください。
- (4) 鉄道車両の改造・修理をやめた場合は、停止した日が属する四半期の翌四半期までは調査票を提出し、調査票の備考欄に「〇年〇月〇日転換又は停止」と朱書きしてください。
- (5) 調査票には、毎四半期末日で締め切り、その四半期の初めから期末までの期間についての内容を記入してください。
- (6) 調査票を提出した後で、記入間違い等のため、訂正が必要となる場合は、直ちに当省へご連絡をお願いします。
- (7) 調査票の記入が複数枚となる場合は、それぞれの調査票に事業所名、所在地名を記入し、何枚分で何枚目(例えば1/5～5/5等)かを欄外余白部分に記入してください。
- (8) 記入に際してご不明な点がございましたら、当省までお問い合わせください。

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館14階
国土交通省 総合政策局 情報政策課

交通経済統計調査室 企画調整第二係

03-5253-8111 (内線28-722)

03-5253-8346 (直通)

hqt-tetsudousyaryou-toukei@gxb.mlit.go.jp (e-mail)

鉄道車両等生産動態統計調査ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/tetsudousyaryou.html>